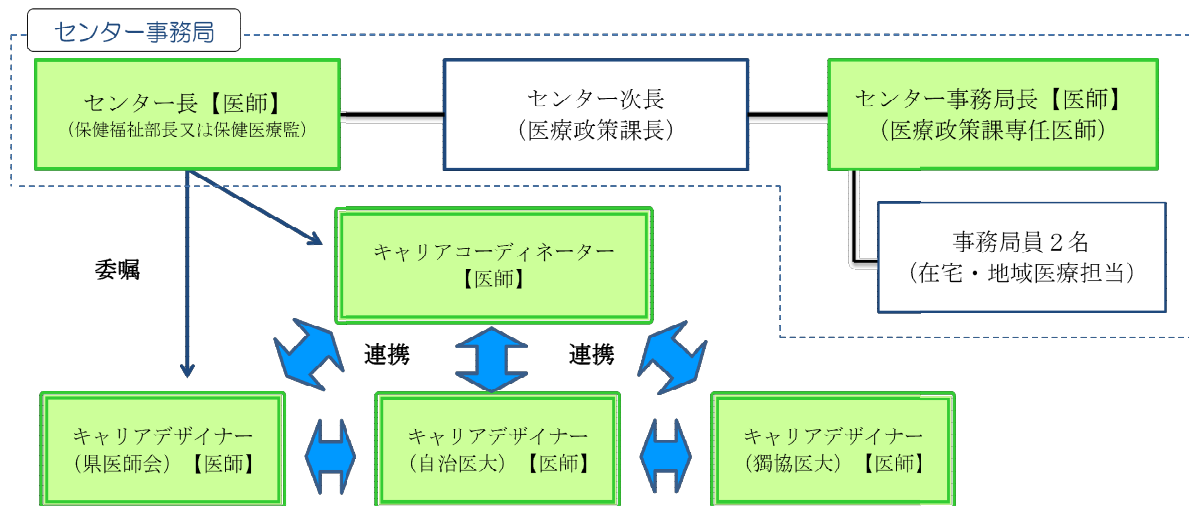


とちぎ地域医療支援センター運営方針

1. 名称

とちぎ地域医療支援センター

2. 運営体制（事務局は、県医療政策課内に置く。）



※運営に当たっては、とちぎ地域医療支援センター運営委員会を設置し、センターの円滑で機動的な運営に努める。

※事業の実施状況に応じて、段階的な人員配置を行う。

3. 基本方針

県、医師養成大学、医療機関及び医療関係団体等が連携して、地域医療を担う医師のキャリア形成を支援するとともに、本県の医師不足の状況等を把握・分析し、医師確保が困難な地域又は診療科における医師確保の支援等を行う。

4. 業務内容

業務内容は、センター運営委員会において検討し、事業年度ごとに定める。

5. 設置時期

平成 26 年 4 月 1 日からの設置とする。